

鎌倉市こども計画

(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン)

令和7年度 ▶ 令和11年度



こども・若者が、自立した個人として
ひとしく健やかに成長することができ、
ひとしく権利の主体として、
自分らしく幸せな生活を送ることができる

令和7年(2025年)3月
鎌倉市

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	法令等の根拠	1
3	計画の期間	2
4	計画の位置づけ	2
第2章	本市のこども・子育てを取り巻く現状	3
1	人口の状況	3
2	教育・保育サービス等の状況	4
3	放課後児童クラブ（子どもの家）の状況	6
第3章	計画の基本的な考え方	7
1	基本理念	7
2	計画の視点	8
3	計画の目標	10
4	計画の体系	11
5	体系図	12
第4章	施策の展開	13
1	ライフステージに共通した取組を推進します	13
2	ライフステージ別取組を推進します	16
3	子育て当事者への支援の取組を推進します	18
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業量の見込み （事業のニーズ量）と 確保方策（事業の提供体制）	20
1	教育・保育事業提供区域の設定	20
2	目標人口	21
3	幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策	21
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	22
第6章	計画の推進に向けて	24
1	計画の推進体制、進行管理	24
2	個別事業の点検・評価	24
3	情報公開	24

* 「障がい」「障害」の表記について

本計画においては原則として「障がい」という表記を使用しています。ただし、「障害福祉課」のような固有名詞のものは出典の表記に合わせました。

1 計画策定の背景

日本の子どもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年（2015年）に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、児童虐待、不登校、ひきこもりなどに関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、各種格差の拡大などの問題も発生しています。

令和5年（2023年）4月に施行された子ども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年（2023年）4月には、子どもと子どものある家庭に対する総合的な支援、子どもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「子ども家庭庁」が発足しています。そして、同年12月には、子ども基本法の理念に基づき、子ども政策を総合的に推進するための政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」が閣議決定されています。

また、本市では令和2年（2020年）3月に、すべての子どもが大切にされ、のびのびと自分らしく育つことができるように支援するため、基本理念、基本となる施策等、必要事項を定める「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」を施行しました。この条例では、市は、子ども、子育てに関わる方々、地域社会と連携し、一体となって子どもの育つ環境を整えていくことを定めており、この条例の理念に基づく施策の推進が重要です。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向等を踏まえ、「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の計画期間が終了することに伴い、子ども基本法等に基づいた、子ども・若者施策に係る計画を一体的に策定するものです。

2 法令等の根拠

本計画は、鎌倉市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども基本法第10条第2項に基づく「市町村子ども計画」に該当するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ちます。そして、計画の一部において、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」及び「放課後児童対策パッケージ」を包含し、また、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」で示された母子保健分野の内容を含んでいます。

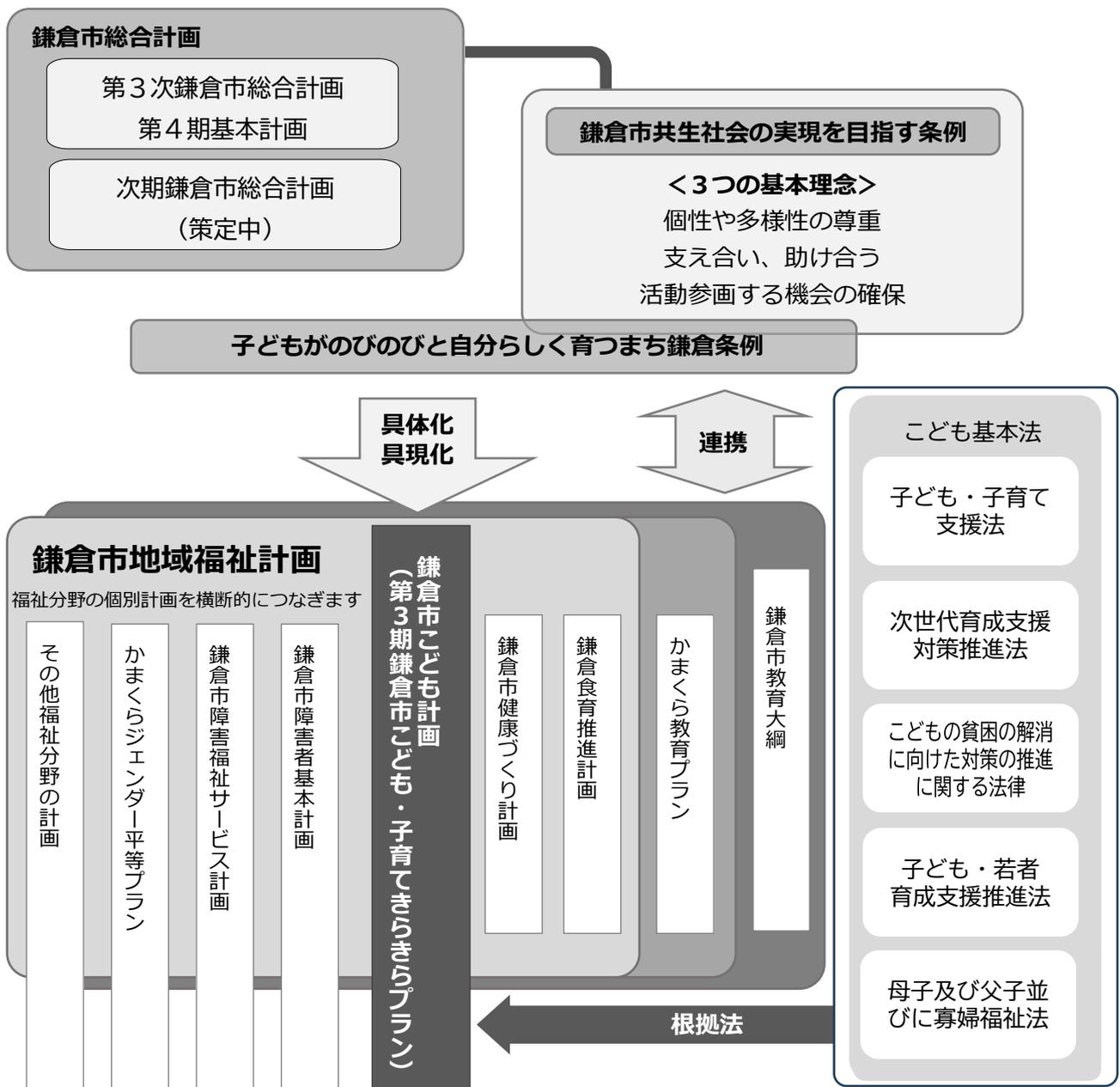
3 / 計画の期間

計画を構成する市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

4 / 計画の位置づけ

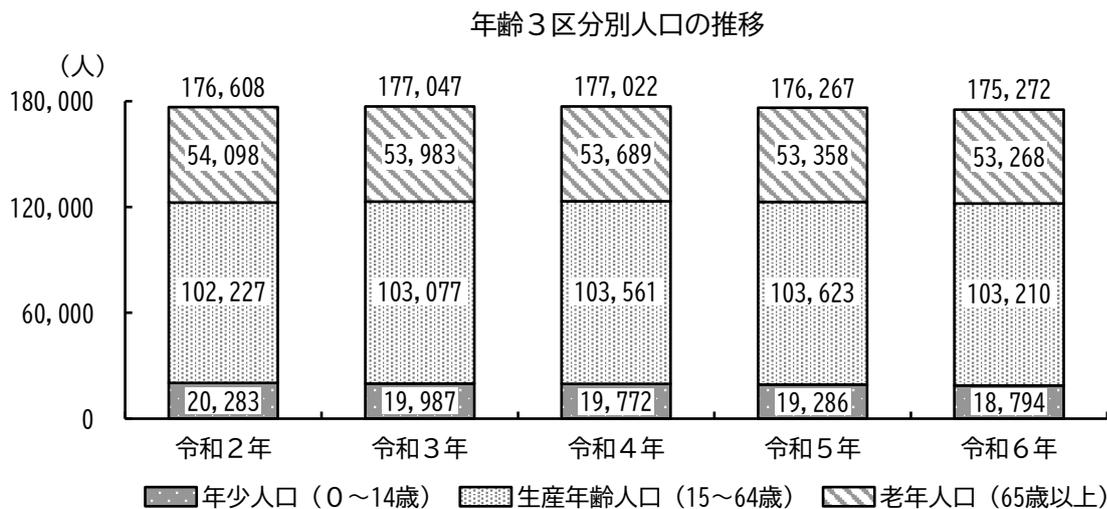
市政の最上位計画である鎌倉市総合計画の部門計画として策定します。また策定に当たっては、国・神奈川県が策定や策定中の関連計画を勘案するとともに、策定中の次期鎌倉市総合計画を含めた市の各種計画等との整合・連携を図っています。



1 人口の状況

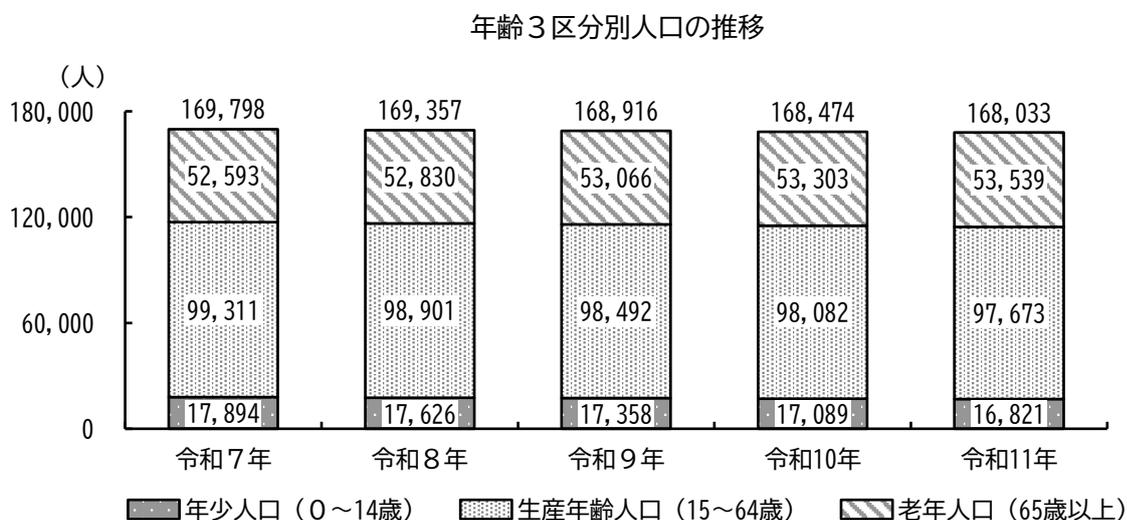
① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は令和3年（2021年）でやや増加したものの、翌年以降から徐々に減少し、令和6年（2024年）で175,272人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）が減少しています。



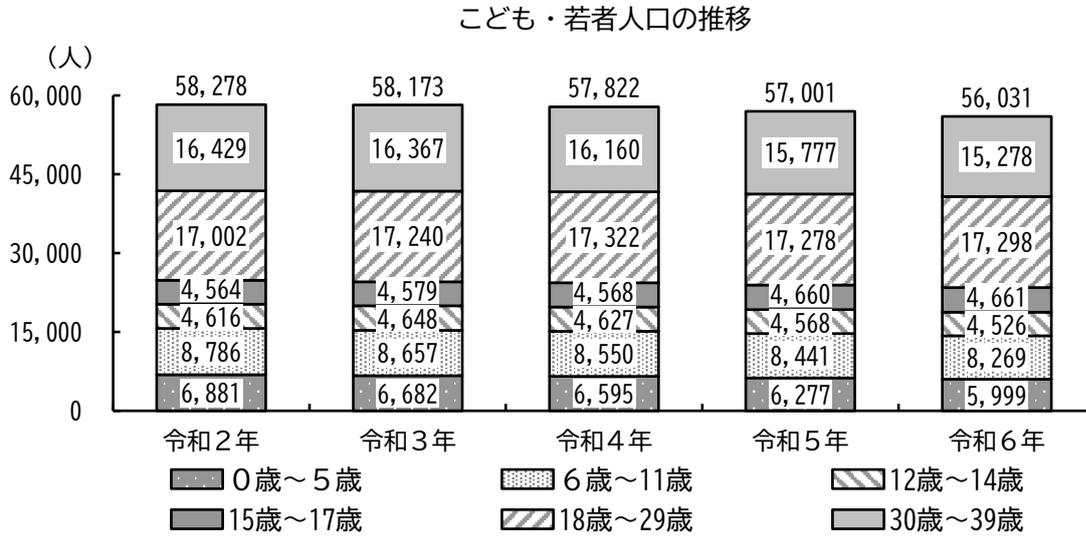
② 年齢3区分別目標人口

本市の今後5年間の目標人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



③ こども・若者人口の推移

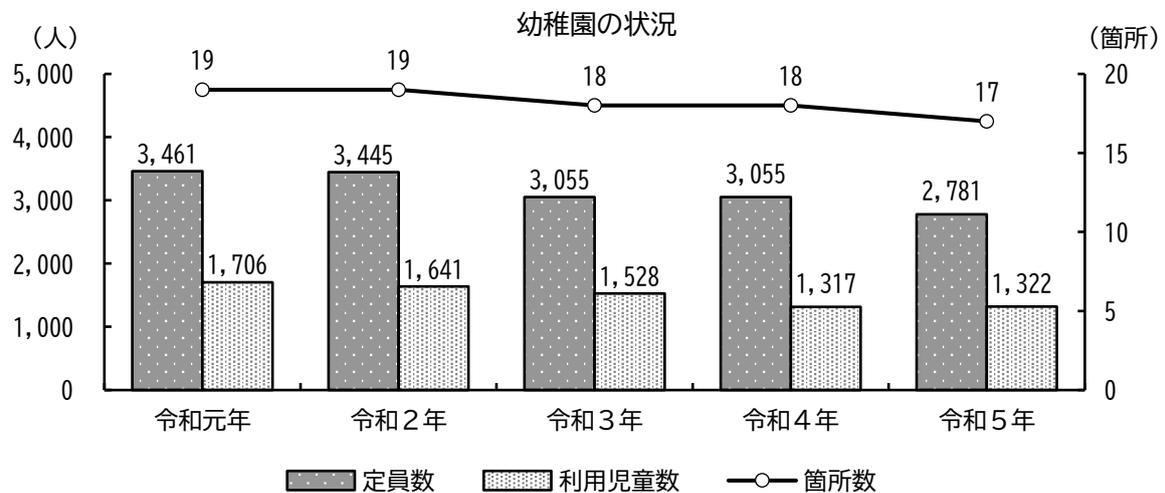
本市のこども・若者の人口推移をみると、令和2年（2020年）から徐々に減少しており、令和6年（2024年）には56,031人となっています。また、特に0～5歳の減少率が高くなっています。



2 教育・保育サービス等の状況

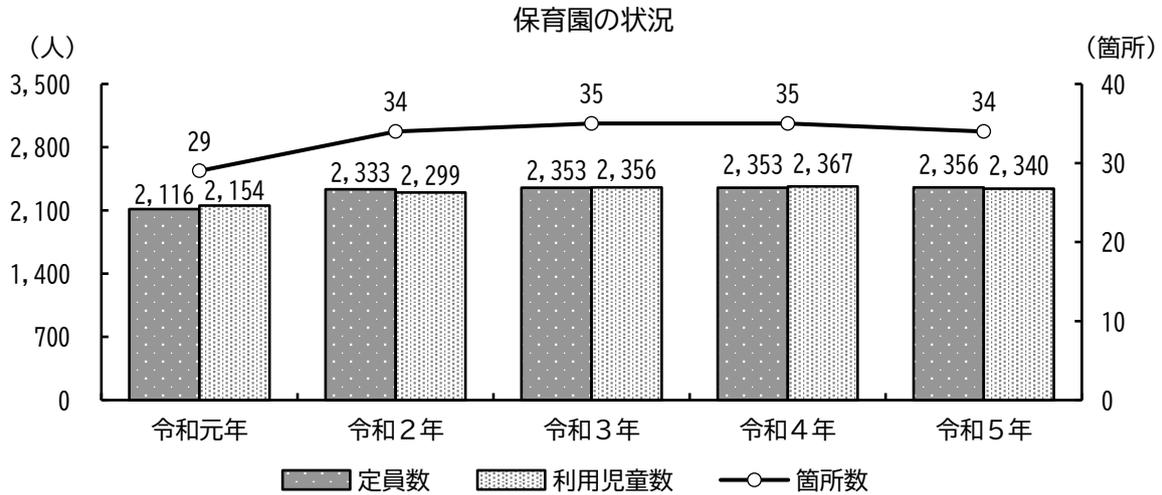
① 幼稚園の状況

本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数・利用児童数ともに減少傾向となっており、令和5年（2023年）で利用児童数は1,322人となっています。



② 保育園の状況

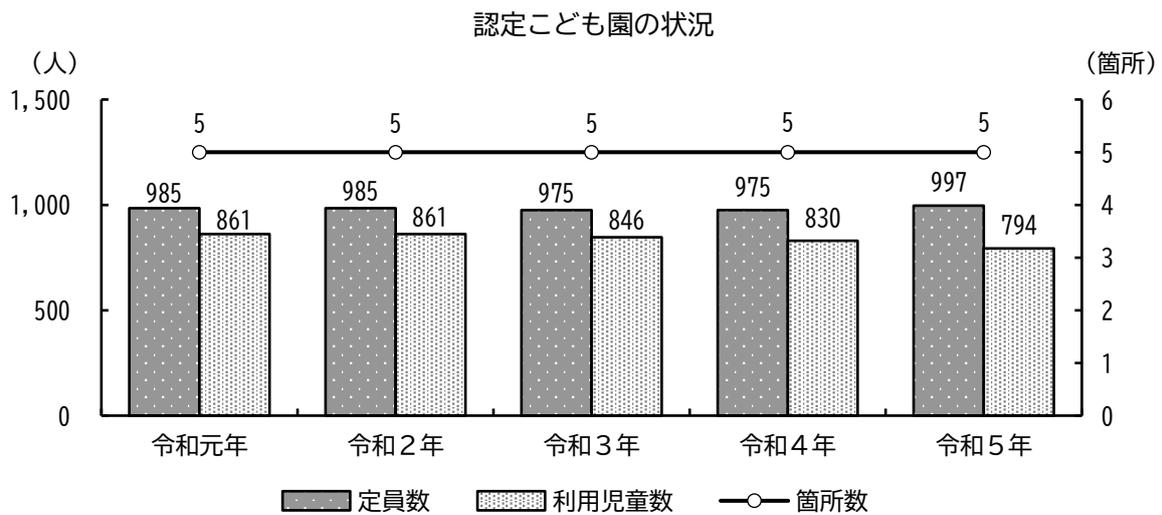
本市の保育園の状況をみると、令和2年（2020年）以降は定員数・箇所数・利用児童数ともにほぼ横ばいで推移しており、令和5年（2023年）で利用児童数は2,340人となっています。



資料：庁内資料

③ 認定こども園の状況

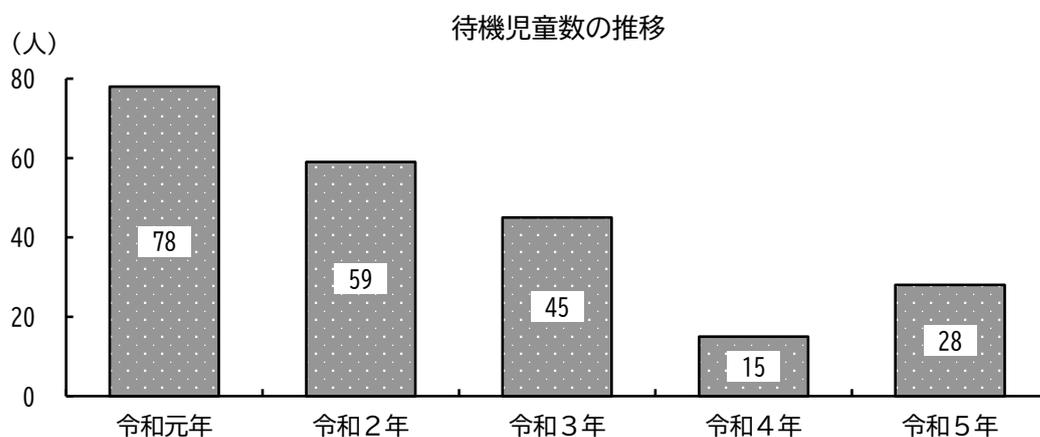
本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）で利用児童数は794人となっています。



資料：庁内資料

④ 待機児童数（保育所等）の推移

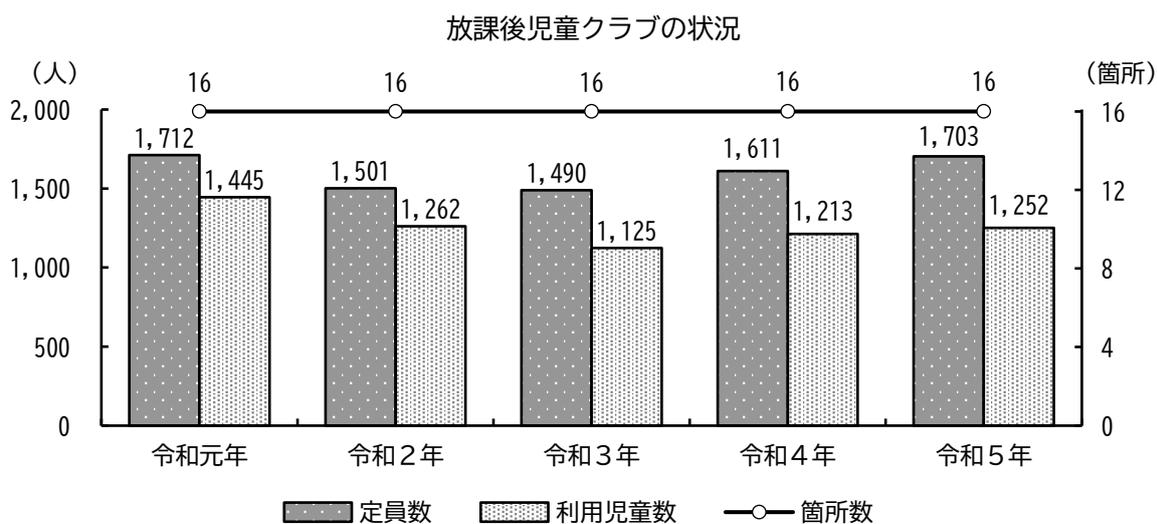
本市の待機児童数の推移をみると、令和4年（2022年）までは減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）から増加に転じ、28人となっています。



資料：待機児童調査票（各年4月1日現在）

3 放課後児童クラブ（子どもの家）の状況

本市の放課後児童クラブにおける利用児童数は令和3年（2021年）までは減少傾向にありましたが、令和4年（2022年）から増加に転じ、令和5年（2023年）で1,252人となっています。



資料：庁内資料

1 基本理念

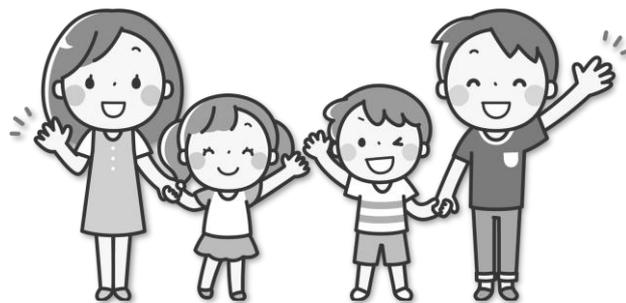
「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では、こどもの元気な声がまちにこだまし、これからこどもの生まれてくる家庭や、子育てをしている家庭に笑い声が絶えず、まちのみんながこどもたちを温かく包み込む、そのようなまちをめざし、第1期計画で掲げた基本理念を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施してきました。

本計画でも引き続き、これまでの計画の理念や方向性などを引き継ぐとともに、「第3次鎌倉市総合計画」の方針と、「鎌倉市地域福祉計画」の基本理念を踏まえ、「こどもが健やかに育つまち 子育ての喜びが実感できるまち 子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とします。

なお、こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされています。これは18歳や20歳という年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示しているものです。本計画における「こども」とは、この考え方に準じ、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指すこととします。

【 基 本 理 念 】

こどもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉



2 / 計画の視点

【SDGs未来都市】

本市は平成30年(2018年)に「SDGs未来都市」に選定され、「鎌倉市SDGs未来都市計画」を策定しました。令和12年(2030年)のあるべき姿の一つとして、「共生・共創社会の実現(社会)」を掲げており、SDGsの理念を活かした取組を行っています。

※SDGsとは

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が平成28年(2016年)から令和12年(2030年)の15年間で達成するために掲げた、世界共通の17の目標です。



【子育て支援に特に関連するSDGsのゴール】

妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を充実するとともに、多様な子育てニーズやライフステージに合わせた支援を通じ、すべての子育て家庭が安全で安心して子育てできる環境の整備を進めます。関係機関との連携体制の構築や支援施策を充実し、児童虐待を未然に防止します。また、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育の機会の確保や、保育施設、親子の居場所、児童の放課後等の居場所など、子育て関連等施設の充実に取り組みます。



第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画においてSDGsの達成に向けた取組の方向性を提示しているため、本計画についても取組との整合を図ります。

【鎌倉市共生社会の実現を目指す条例】

本市では、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことができる社会を実現することを目的として、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、平成31年(2019年)4月1日から施行しました。

本条例は、鎌倉市の目指す共生社会の実現に向けた取組についての基本理念、行政の責務、市民及び事業者の役割を明確にし、基本的施策を定めることで、市全体の取組の土台となる共通認識になるよう位置づけています。

【子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例】

本市では、恵まれた環境を生かして、さらにこどもが大切にされ、育っていけるように、地域社会のすべての人がその役割を果たし、こどもを総合的に支援するため、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」にて次のような基本理念を掲げています。

- (1) 子どもが、障害の有無、性別、経済状況、家族のかたち等にかかわらず、差別、体罰、いじめなどを受けることがなく、安心して生きていくことができるよう、子どもが一人の人間として尊重されること。
- (2) 子どもが、心身の健やかな成長を阻害されることがないよう、子どもの最善の利益を追求し、虐待や育児放棄を受けることがなく、安心して生きていくことができる環境が整えられること。
- (3) 子どもが、成長の段階に応じた学びや生活の支援を受けることで、社会で生活する能力を身に付けられること。又、子どもが、何を思い感じながら行動、活動しているのか理解され、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことができる環境が整えられること。
- (4) 子どもへの支援は、市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、相互に連携協力して継続的に行われること。

また、こども基本法に基づく「こども大綱」においても、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守ることを重視し、次のような基本的な方針が盛り込まれています。(一部抜粋)

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

引き続き計画的に子育て支援施策を推進するため、以上のような視点を踏まえ、「鎌倉市こども計画（第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン）」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 / 計画の目標

基本理念の実現のために、この計画の目標を以下のように定めます。

こども・若者が、自立した個人として
ひとしく健やかに成長することができ、
ひとしく権利の主体として、自分らしく
幸せな生活を送ることができる

この計画の実現に向けて、施策を実施していく上での「3つの原則」を定めます。

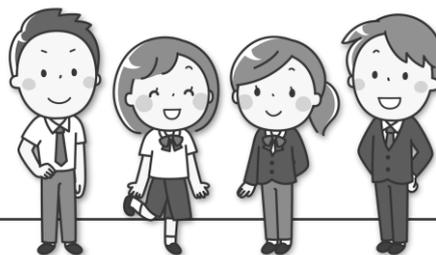
(1) こども・若者の権利を保障し、意見を尊重する

こども・若者を、権利の主体として、多様な人格を持った自立した個人として尊重し、安全に安心して意見を述べる場や社会的活動への参画の機会をつくる。



(2) こども・若者が自分らしく幸せに成長できる

こども・若者が、安全で安心な環境のもと、多様な体験の機会を通じて、自分らしく学び育つことができる。



(3) こども・若者の育ちや状況に応じて切れ目なく支える

こども・若者一人ひとりの心身の成長や状況にあわせて、途切れることなく必要な支援を行う。



4 / 計画の体系

これまで「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」では基本理念をもとに設定した基本目標をもとに施策体系を整備してきました。

しかし、本計画では、「主体」となる子ども・若者や子育て当事者の視点に立ってわかりやすく施策を示すため、子ども大綱の体系をもとに、次の観点で施策体系を整備します。

ライフステージに共通した取組を推進します

全ての市民に対して、子ども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、子ども・若者の貧困対策や児童虐待防止対策を推進しつつ、障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、それぞれの特性に合わせて、関係機関等が分野をまたいで密接に連携を図りながら、子ども・若者やその家庭への切れ目のない一体的な支援の充実を図ります。

さらに、安全な道路交通環境や防犯・防災対策など、安心して子育て・子育てできるまちづくりに取り組みます。

ライフステージ別取組を推進します

こどものウェルビーイングの向上に向けて、ライフステージに応じてこどもの教育や保育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からのこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもの自主性・社会性の育成や困難を抱える若者への支援など、子ども・若者の健やかな成長と発達を総合的に支援します。

子育て当事者への支援の取組を推進します

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

また、保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供の充実、ひとり親家庭等への支援の充実を図ります。

5 / 体系図

[基本理念]

[観点]

[主要施策]

こどもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉

1
ライフステージに共通した取組を
推進します

- (1) こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映
- (2) 多様な遊びや体験及び交流の機会づくり
- (3) こどもまんなかの居場所づくり
- (4) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (5) こども・若者の貧困対策の推進
- (6) 障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援
- (7) 児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援
- (8) こども・若者の安心安全な生活環境の確保

2
ライフステージ別取組を推進します

ア こどもの誕生前から幼児期まで

- (1) 妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実
- (2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障

イ 学童期・思春期

- (1) 資質・能力の育成に向けた学校教育の充実
- (2) こども・若者の健全な成長への支援

ウ 青年期

- (1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援の充実

3
子育て当事者への支援
の取組を推進します

- (1) 経済的支援の充実
- (2) 家庭教育の充実
- (3) 協働による子育て支援ネットワークの構築と支援
- (4) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり
- (5) 子育て情報提供の充実

1 / ライフステージに共通した取組を推進します

主要施策（1）こども・若者の権利と主体性・多様性の尊重及び意見の反映

主な事業

- ・こどもの人権尊重や擁護に関する啓発（地域共生課）
- ・「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の周知・啓発（こども支援課）
- ・こどもが意見を言える場の設置（こども支援課）
- ・青少年問題協議会への若者参画（青少年課）
- ・二十歳のつどい実行委員（青少年課） ・COCORU かまくら運営委員（青少年課）
- ・わかたま交換ノート及びわかたまボイスキャッチ（青少年課）
- ・かまくら子ども議会の開催（教育指導課）
- ・「わたしの提案（子ども版）」の設置（地域共生課・こども支援課・教育指導課・青少年課）
- ・人権教育（教育指導課）

主要施策（2）多様な遊びや体験及び交流の機会づくり

主な事業

- ・冒険遊び場協働運営事業<重複>（こども支援課・協働事業者）
- ・子育て支援センターの充実（こども家庭相談課）
- ・多世代交流地域共同拠点の創設（福祉総務課） ・多世代交流事業（高齢者いきいき課）
- ・三世代交流事業（みらいふる鎌倉（鎌倉市老人クラブ連合会））（鎌倉漁業協働組合）
- ・子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流<重複>（こども支援課・かまくら子育て支援グループ懇談会）
- ・放課後かまくらっ子<重複>（青少年課）
- ・各種育成事業（青少年課・生涯学習課・生涯学習センター・中央図書館）
- ・スポーツ活動の推進（スポーツ課） ・博物館の教育普及事業（生涯学習課）
- ・日本遺産事業（観光課） ・環境教育の推進（環境政策課）

主要施策（3）こどもまんなかの居場所づくり

主な事業

- ・冒険遊び場協働運営事業<重複>（こども支援課・協働事業者）
- ・子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流<重複>（こども支援課・かまくら子育て支援グループ懇談会）
- ・子育て支援センターの充実（こども家庭相談課）
- ・児童育成支援拠点事業（こども家庭相談課）・放課後かまくらっ子<重複>（青少年課）
- ・中高生の居場所 COCORU かまくらの運営（青少年課）
- ・わかたまの運営（青少年課）・フリースクール等利用児童生徒支援補助金事業（青少年課）

主要施策（４）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

主な事業

- ・妊産婦及び乳幼児健康診査＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・産後ケア事業＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・親子健康教育＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・健診後のフォロー体制づくり＜重複＞（こども家庭相談課・発達支援室）
- ・思春期相談体制の充実＜重複＞（教育センター）



主要施策（５）こども・若者の貧困対策の推進

主な事業

- ・生活困窮者学習・生活支援事業（生活福祉課）
- ・就学援助＜重複＞（学務課）
- ・生活困窮者自立相談支援事業（生活福祉課）
- ・生活困窮者家計改善支援事業（生活福祉課）
- ・ひとり親家庭相談（こども家庭相談課）

主要施策（６）障がいのあるこども・医療的ケア児等とその家庭への支援

主な事業

- ・健診後のフォロー体制づくり＜重複＞（こども家庭相談課・発達支援室）
- ・相談体制の推進（発達支援室）
- ・障害児者への相談支援体制の推進（障害福祉課）
- ・就学相談（教育指導課）
- ・障害福祉相談員による相談（障害福祉課）
- ・５歳児すこやか相談（発達支援室）
- ・発達支援指導（発達支援室）
- ・児童発達支援センターあおぞら園の管理運営（発達支援室）
- ・発達支援システムネットワークの推進（発達支援室・教育指導課・障害福祉課）
- ・発達支援サポートシステム推進事業（発達支援室）
- ・地域における障害児支援体制整備事業（発達支援室）
- ・統合保育の推進（発達支援室）
- ・保育所等での統合保育（保育課）
- ・特別支援教育（教育指導課）
- ・障がいのある児童のこどもの家・アフタースクールの受入れ（青少年課）
- ・障害児通所支援施設の整備（発達支援室）
- ・療育関係の施設の整備（発達支援室）
- ・市民啓発（発達支援室）



主要施策（7）児童虐待防止対策の推進及びヤングケアラーへの支援

主な事業

- ・ 児童虐待防止の啓発（こども家庭相談課・地域共生課・教育指導課・教育センター）
- ・ 児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会－要対協－）の運営（こども家庭相談課）
- ・ 虐待の早期発見と予防（こども家庭相談課）
- ・ 養育支援訪問（こども家庭相談課）
- ・ 子育て世帯訪問支援事業（こども家庭相談課）
- ・ 障害者虐待防止センターの運営（障害福祉課）
- ・ ヤングケアラーへの支援（こども家庭相談課）
- ・ 地域子育て相談体制（こども家庭相談課・保育課）

主要施策（8）こども・若者の安心安全な生活環境の確保

主な事業

- ・ 交通安全教室の実施（都市計画課・保育課）
- ・ スクールゾーン等の交通安全対策（都市計画課・学務課）
- ・ 防犯体制の充実（地域のつながり課）
- ・ 学校と警察の連携の強化（教育指導課）
- ・ 学校警備員の配置（学校施設課）
- ・ 歩道の整備（道路課）
- ・ 公園・緑地の整備促進（みどり公園課）
- ・ 住宅施策の推進（都市整備総務課）



2 / ライフステージ別取組を推進します

ア こどもの誕生前から幼児期まで

主要施策（１）妊娠前から出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の充実

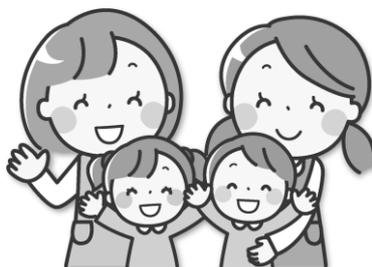
主な事業

- ・不妊相談の周知（こども家庭相談課）
- ・不妊・不育症治療費助成＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・妊産婦及び乳幼児健康診査＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・保育園児の健康管理（保育課）
- ・幼稚園児の健康管理（こども支援課）
- ・小児救急医療体制の推進（市民健康課）
- ・産後ケア事業＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・健診後のフォロー体制づくり＜重複＞（こども家庭相談課・発達支援室）

主要施策（２）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの育ちの保障

主な事業

- ・通常保育事業（保育課）
- ・拠点保育所の整備（こども支援課・保育課）
- ・保育施設の整備・活用（保育課）
- ・保育所における食育の推進（保育課）
- ・一時預かり事業（保育課・こども支援課）
- ・ファミリーサポートセンター事業（こども家庭相談課）
- ・幼児教育に関する研究・研修（教育センター）
- ・幼児教育の振興（こども支援課）
- ・教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保（こども支援課・保育課）

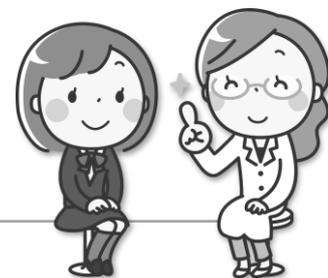


イ 学童期・思春期

主要施策（１）資質・能力の育成に向けた学校教育の充実

主な事業

- ・心の教育の推進・道徳教育の充実（教育指導課・教育センター）
- ・国際社会への対応（教育指導課）
- ・情報化社会への対応（教育指導課）
- ・学校における食育の推進（教育指導課・学務課）
- ・読書活動の推進（教育指導課・中央図書館）
- ・児童生徒理解研修会の実施（教育センター）
- ・郷土学習・地域学習（教育センター）
- ・コミュニティスクールの実施（教育指導課）
- ・スクールアシスタント・学級介助員の派遣（教育指導課）
- ・安全で快適な学校教育環境の整備（学校施設課）
- ・教育相談事業の充実（教育センター）
- ・いじめへの対応（教育センター）
- ・不登校児童生徒への支援（教育センター）
- ・いじめ問題対策（教育指導課）
- ・かまくら ULTLA プログラム（多様な学びの場づくり担当）
- ・学びの多様化学校（不登校特例校）（多様な学びの場づくり担当）
- ・校内フリースペース（多様な学びの場づくり担当）



主要施策（２）こども・若者の健全な成長への支援

主な事業

- ・青少年健全育成活動（鎌倉市青少年指導員連絡協議会・青少年協会・青少年課）
- ・若者主体の活動の促進・支援（青少年課）
- ・学校における思春期教育の充実（教育指導課・こども家庭相談課）
- ・思春期相談体制の充実＜重複＞（教育センター）
- ・本・情報の環境整備（中央図書館）

ウ 青年期

主要施策（１）悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

主な事業

- ・相談事業（教育センター）
- ・就労支援（商工課）
- ・包括的支援体制推進事業（福祉総務課・高齢者いきいき課）
- ・消費者自立支援事業（地域共生課）
- ・ひきこもり対策推進事業（生活福祉課）
- ・成人保健事業（市民健康課）

3 / 子育て当事者への支援の取組を推進します

主要施策（１）経済的支援の充実

主な事業

- ・ 児童手当（こども家庭相談課）
- ・ 在宅子育て家庭支援（こども家庭相談課）
- ・ 妊婦のための支援給付交付金交付事業（こども家庭相談課）
- ・ ひとり親家庭等の医療費の助成（こども家庭相談課）
- ・ 児童扶養手当（こども家庭相談課）
- ・ ひとり親家庭等への貸付制度（こども家庭相談課）
- ・ ひとり親家庭等の家賃の助成（こども家庭相談課）
- ・ ひとり親家庭等児童の大学進学支度金（こども家庭相談課）
- ・ 遺児卒業祝金の贈呈（こども家庭相談課）
- ・ 下水道使用料の減免（下水道経営課）
- ・ 障害者医療費助成（障害福祉課）
- ・ 特別児童扶養手当（こども家庭相談課）
- ・ 障害児福祉手当（障害福祉課）
- ・ 障害者福祉手当（障害福祉課）
- ・ 地域生活支援給付費、介護給付費、障害児通所給付費（障害福祉課）
- ・ 障害児者へのタクシー利用料、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成（障害福祉課）
- ・ 補装具・日常生活用具の交付（障害福祉課）
- ・ 小児医療費助成（こども家庭相談課）
- ・ 未熟児養育医療事業（こども家庭相談課）
- ・ 不妊・不育症治療費助成＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・ 幼児教育・保育無償化事業（こども支援課・保育課・こども家庭相談課・障害福祉課）
- ・ 就学援助＜重複＞（学務課）
- ・ 実費徴収に係る補足給付事業（こども支援課・保育課）

主要施策（２）家庭教育の充実

主な事業

- ・ 両親学級＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・ 親子健康教育＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・ 育児教室（こども家庭相談課）
- ・ エンジョイ子育て応援講座（こども家庭相談課）
- ・ 学習情報の収集と提供（生涯学習課・鎌倉市生涯学習推進委員会）
- ・ ブックスタート事業の推進（中央図書館・こども家庭相談課）
- ・ 多文化資料の充実、見える化・世界のおはなし会の開催（中央図書館）
- ・ 学習パック・読書パックの小中学校等への貸出（中央図書館）



主要施策（3）協働による子育て支援ネットワークの構築と支援

主な事業

- ・ネットワークの推進（こども支援課）
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の活動（生活福祉課）
- ・子育て支援行事等の開催、子育て支援グループとの交流＜重複＞（こども支援課・かまくら子育て支援グループ懇談会）
- ・冒険遊び場協働運営事業＜重複＞（こども支援課・協働事業者）
- ・若者主体の活動の促進・支援（青少年課）

主要施策（4）子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

主な事業

- ・父親への育児支援（こども家庭相談課）
- ・両親学級＜重複＞（こども家庭相談課）
- ・男女共同参画社会づくり（地域共生課）
- ・道徳教育での啓発（教育指導課）
- ・特別活動での啓発（教育指導課）
- ・就労環境改善への支援（商工課）
- ・就労情報の提供（商工課）
- ・育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備（商工課）
- ・女性の就労支援（商工課）
- ・女性の起業支援（商工課）
- ・「鎌倉市特定事業主行動計画」の推進（職員課）



主要施策（5）子育て情報提供の充実

主な事業

- ・子育て支援コンシェルジュ（こども支援課）
- ・冒険遊び場協働運営事業＜重複＞（こども支援課・協働事業者）
- ・情報発信の共生化の推進（地域共生課・広報課）



教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業量の見込み（事業のニーズ量）と 確保方策（事業の提供体制）

1 教育・保育事業提供区域の設定

① 幼児期の教育・保育事業

教育・保育事業提供区域

これまでの計画では、行政区域である、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を「教育・保育事業を提供する区域」として定めてきましたが、行政区域を跨いだ教育・保育事業の利用が増加していることや、待機児童の解消を全市的な最優先課題としてとらえ、柔軟な対応を行う観点から、区域分けは行わず、1区域として設定します。なお、施設整備等の確保方策の実施にあたっては、地域間のバランスに十分配慮しながら行うこととします。



② 地域子ども・子育て支援事業

全市的に行う事業であることなどから、基本的に区域分けは行わず、1区域として設定しました。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後かまくらっ子・子どもの家）については、児童が学校から施設まで自力で行く必要があり、各学区内での体制整備が求められるため、提供区域を小学校区域である16区域に設定しています。

2 / 目標人口

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもについて、コーホート要因法（令和2年（2020年）の国勢調査に基づく）による推計を基に、施策を通じて社会移動が活性化され、自然減が緩やかとなることを目指した目標人口を算出しました。

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	795	802	808	813	821
1歳	863	839	847	853	859
2歳	984	896	872	880	886
3歳	956	1,007	920	895	904
4歳	1,069	981	1,033	944	918
5歳	1,106	1,085	996	1,047	958
6歳	1,118	1,142	1,121	1,030	1,082
7歳	1,271	1,131	1,155	1,136	1,043
8歳	1,258	1,277	1,136	1,160	1,141
9歳	1,269	1,265	1,283	1,143	1,166
10歳	1,355	1,279	1,274	1,294	1,153
11歳	1,486	1,362	1,287	1,281	1,301
合計	13,530	13,066	12,732	12,476	12,232

3 / 幼児期の教育・保育事業の量の見込みと確保方策

① 教育事業における量の見込みと確保方策

教育事業においては、量の見込みに対して既存の供給量で確保できる見込みです。

(人)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定	986	986	987	985	986
	2号認定（教育）	283	281	281	280	279
	合計①	1,269	1,267	1,268	1,265	1,265
確保方策	特定教育・保育施設	1,760	1,760	1,760	1,760	1,760
	私学助成の幼稚園	495	495	495	495	495
	合計②	2,255	2,255	2,255	2,255	2,255
過不足（②-①）		986	988	987	990	990

② 保育事業における量の見込みと確保方策

保育環境の整備を進めながら、待機児童の減少に努めるほか、社会情勢に変化が生じた場合は柔軟に対応します。

(人)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	2号認定(3歳以上児)	1,716	1,715	1,675	1,668	1,635	
	3号認定	2歳児	630	591	593	616	638
		1歳児	552	545	559	572	584
		0歳児	261	263	265	267	269
確保方策②	特定教育・保育施設	3歳以上児	1,737	1,737	1,758	1,758	1,758
		2歳児	483	488	490	490	490
		1歳児	424	429	431	431	431
		0歳児	251	256	258	258	258
	特定地域型保育事業	2歳児	58	78	98	128	148
		1歳児	54	72	90	117	135
		0歳児	17	17	17	17	17
	企業主導型保育事業	3歳以上児	27	27	27	27	27
		2歳児	13	13	13	13	13
		1歳児	19	19	19	19	19
		0歳児	6	6	6	6	6
	過不足(②-①)	3歳以上児	48	49	110	117	150
2歳児		-76	-12	8	15	13	
1歳児		-55	-25	-19	-5	1	
0歳児		13	16	16	14	12	

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) (年間:延べ人数・箇所)	量の見込み	39,535	38,418	37,501	37,199	36,610	
	確保方策	延べ人数	39,535	38,418	37,501	37,199	36,610
		箇所数	6	6	6	6	6
一時預かり事業 (幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした預かり保育) (年間:延べ人数・実施園数)	量の見込み	46,264	45,407	43,575	42,644	41,078	
	確保方策	延べ人数	46,264	45,407	43,575	42,644	41,078
		実施園	17	17	17	17	17
一時預かり事業 (保育所等) (年間:延べ人数)	量の見込み	6,237	6,061	5,917	5,869	5,776	
	確保方策	一時預かり事業(保育所等)	6,406	6,406	6,406	6,406	6,406
		ファミリーサポートセンター事業	1,404	1,404	1,404	1,404	1,404
		トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—
ファミリーサポートセンター事業 (就学児対象) (年間:延べ人数)	量の見込み	417	417	417	417	417	
	確保方策	417	417	417	417	417	

	市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児保育事業 (年間:実人数)	量の見込み		887	857	835	818	802
	確保方策		1,190	1,190	1,190	1,190	1,190
延長保育事業 (年間:実人数)	量の見込み		618	601	587	582	573
	確保方策	実人数	618	601	587	582	573
		実施園	全認可保育所等での実施				
放課後児童健全育成事業(放課後かまくらっ子・子どもの家) (年間:登録児童数)	量の見込み		1,250	1,222	1,149	1,138	1,092
	確保方策		1,250	1,222	1,149	1,138	1,092
乳児家庭全戸訪問事業(人)	量の見込み		795	802	808	813	821
	確保方策		795	802	808	813	821
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (年間:延べ人数・箇所)	量の見込み		4	4	4	4	4
	確保方策	延べ人数	4	4	4	4	4
		箇所数	3	3	3	3	3
養育支援訪問事業 (年間:延べ人数)	量の見込み		250	250	250	250	250
	確保方策		250	250	250	250	250
妊婦健康診査 (年間:対象者数・延べ検診回数)	量の見込み	対象者数	850	850	850	850	850
		検診回数	11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
	確保方策		11,900	11,900	11,900	11,900	11,900
利用者支援事業 (箇所)	確保方策	基本型 特定型	1	1	1	1	1
		こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
		地域子育て 相談機関	4	4	4	4	4
産後ケア事業 (新規事業)	量の見込み		923	930	937	943	953
	確保方策		923	930	937	943	953
妊婦等包括相談支援事業 (出産・子育て応援ギフト) (新規事業)	量の見込み	妊娠届出数	850	850	850	850	850
		1組当たり 面談回数	3	3	3	3	3
		必要回数	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
	確保方策		2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
子育て世帯訪問支援事業 (新規事業) (年間:延べ人数)	量の見込み		182	182	169	169	156
	確保方策		182	182	169	169	156
児童育成支援拠点事業 (新規事業) (年間:実人数)	量の見込み		20	20	20	20	20
	確保方策		20	20	20	20	20
親子関係形成支援事業 (新規事業) (年間:実人数)	量の見込み		35	35	35	35	35
	確保方策		35	35	35	35	35
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (新規事業)	〈必要受入時間数〉			9,856	9,680	9,152	8,976
	0歳			2,816	2,816	2,640	2,640
	1歳			3,344	3,168	2,992	2,992
	2歳			3,696	3,696	3,520	3,344
	〈必要定員数〉			56	55	52	51
	0歳			16	16	15	15
	1歳			19	18	17	17
	2歳			21	21	20	19

1 計画の推進体制、進行管理

子ども・子育て支援事業は、こどもみらい部が中心となって推進していきます。推進に当たっては、庁内関係各課と連携するとともに、幼稚園や保育所、認定こども園などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

計画の進行管理については、毎年度、前年度の実施状況をまとめ、計画の実施状況を「鎌倉市子ども・子育て会議」で審議し、評価することで、次年度の事業実施に活かします。

2 個別事業の点検・評価

この計画は、PDCAサイクルによる「継続的改善」の考え方を基本とし、個々の事業ごとに計画（P）→実施（D）→点検（C）→改善（A）を繰り返すことで、事業の継続的な改善・充実を図ります。

量の見込みと確保方策の進捗状況を中心として、課題の整理や改善に努めます。

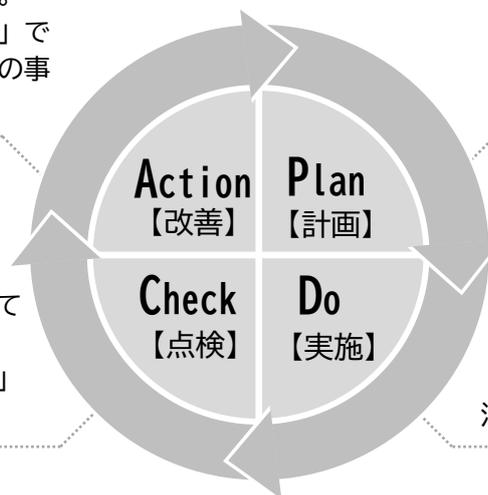
PDCAサイクルのイメージ

事業の実施内容が計画に沿っていない部分を確認し改善します。
「鎌倉市子ども・子育て会議」での審議・評価を受け、次年度の事業実施に活かします。

従来の実績や将来の予測等をもとに、5年を計画期間とする「鎌倉市こども計画」を作成します。

事業の実施内容が計画に沿っているかどうかを点検します。
「鎌倉市子ども・子育て会議」での審議・評価を行います。

「鎌倉市こども計画」に沿って事業を実施します。



3 情報公開

毎年度計画の推進状況をまとめ、市のホームページなどを利用して公表し、市民への周知を図ります。

【 平和都市宣言 】

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

【 鎌倉市民憲章 】

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

**鎌倉市こども計画
(第3期鎌倉市こども・子育てきらきらプラン) (概要版)**

令和7年(2025年)3月

編集・発行：鎌倉市 こどもみらい部 こども支援課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 (代表)

FAX 0467-23-8700 (代表)

e-mail mirai@city.kamakura.kanagawa.jp